

秋田市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
あいごデイサービス	秋田市下北手松崎字家ノ前4番地4	令和4年1月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
特別養護老人ホーム飯島	秋田市飯島道東一丁目5番1号	令和4年1月31日
ニコニコ介護支援センター	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1	令和4年1月31日